

答申第30号
令和2年9月15日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市情報公開・個人情報保護審議会

会長 本澤陽一



個人情報の本人収集の原則の例外について（答申）

令和2年8月20日付け2千都動第331号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 濟問事項

千葉市動物公園における各種施策立案のために来園者の画像データを収集することについて

2 濟問に対する意見

千葉市個人情報保護条例第7条第2項第9号の規定に照らし、慎重に審議した結果、同項本文が本人の意思に基づく収集を原則とし、同項ただし書はその例外を定めるものであるとの解釈を踏まえた上で、本件濟問事項については「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき。」に該当するものと認められる。ただし、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 当該個人情報を収集するに当たり、あらかじめ、公表する資料において、当該個人情報を収集することが公益上特に必要であることについて、可能な限り詳細なデータを示すこと等により、具体的かつ丁寧に説明すること。
- (2) 当該個人情報を収集するに当たっては、個人の画像等を含む情報を収集している旨及びその目的をわかりやすい場所に表示することについて、収集した画像データの取扱い（画像分析の方法及び精度を含む。）及び収集に同意しない来園者への対応等と併せて、可能な限り具体的に、あらかじめ広く周知すること。

(3) 収集した画像データの活用について、及び、検証後の個人情報その他のデータの消去等については、共同事業者と締結する協定書の別記「個人情報取扱特記事項」の内容を踏まえ、適正に行うこと。